

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 公印を新調しその使用を開始する件 七 七
 - 産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件 七 七
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件三件 八 八
 - 県営土地改良事業計画を定めた件 八 八
 - 県営土地改良事業計画を変更した件二件 八 八
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 八 八
 - 道路の区域を変更する件四件 八 八
- 公 告**
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 六 六
 - 県営土地改良事業の工事が完了した件 六 六
 - 落札者を決定した件 五 五
 - 福島県監査委員 六 六
 - 地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件 六 六
 - 監査公表 六 六

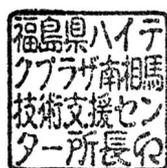
告 示

福島県告示第七十九号

公印を次のように新調し、令和元年七月一日その使用を開始する。
令和元年六月十八日

職印

福島県知事 内堀雅雄

番号	公印の名称	印影	公印管理者
20	福島県ハイテクプラザ南相馬技術支援センター所長印		福島県ハイテクプラザ南相馬技術支援センター所長
20の3	福島県ハイテクプラザ所長印（福島県ハイテクプラザ南相馬技術支援センター用）		福島県ハイテクプラザ南相馬技術支援センター所長

（文書法務課）

福島県告示第八十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び同条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、この申請に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項の規定により、意見を提出することができる。
令和元年六月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 申請及び申請書等の縦覧に係る事項
株式会社 ADEKA 代表取締役 城詰 秀尊
東京都荒川区東尾久七丁目二番三十五号
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
福島県相馬市光陽一丁目一番一
- 産業廃棄物処理施設の種類の種類
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七條第五号に規定する廃油の焼却施設兼同条第十三号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(一) 産業廃棄物

廃アルカリ

(二) 特別管理産業廃棄物

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

5 申請年月日

令和元年五月三十日

6 縦覧場所

(一) 福島県相双地方振興局県民環境部環境課

福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

(二) 相馬市生活環境課

福島県相馬市中村字北町六十三番地の三

(三) 新地町民課

福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田三十番地

7 縦覧期間及び縦覧時間

令和元年六月十八日から令和元年七月十八日まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）に規定する県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで

二 意見書の提出に係る事項

1 提出期限

令和元年八月一日

2 提出先

福島県相双地方振興局県民環境部環境課

福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

3 意見書の記載事項（いずれも日本語で記載すること。）

(一) 提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(二) 対象事業の名称

(三) 具体的な利害関係の内容

(四) 生活環境の保全上の見地からの意見

（産業廃棄物課）

福島県告示第八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年六月十八日から同年十月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五〇番地一七ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

（変更後）イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙書面のとおり

（変更後）別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成三十一年三月一日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 別紙書面のとおり

四 届出年月日

令和元年六月七日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年六月十八日から同年十月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成三十一年三月一日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 別紙書面のとおり

四 届出年月日

令和元年六月七日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

株式会社日和田ショッピングモール

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年六月十八日から同年十月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下一一 番

地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

(別紙書面) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成三十一年三月一日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 別紙書面のとおり

四 届出年月日

令和元年六月七日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、西向地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和元年六月十九日から

同 年七月八日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

田村市役所

(農村計画課)

福島県告示第八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、安達東部地区に係る県営広域営農団地農道整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和元年六月十九日から

同 年七月八日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

二本松市役所及び本宮市役所

(農村計画課)

福島県告示第八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、原町東地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和元年六月十九日から
同 年七月八日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年六月十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

東日本旅客鉄道株式会社 成田均 斎藤喜久子 佐藤久八 齋藤一男 佐藤義夫

佐藤信清 長谷川宗三 遠藤常市 五十嵐芳雄 後藤常雄 矢部伊参美 小椋イシ

新田サダ 新田吉榮 新田三郎

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施設要件を変更する予定であること。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である件(平成三十一年福島県告示第九十六号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年六月十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	南相馬市小高区塚原字 浜田一四〇番三地先か ら	変更前	A 三一・〇〇 三五・〇〇	一一〇・〇
	同 市小高区塚原字 浜田一四〇番三地先ま で	変更後	A 三一・〇〇 三五・〇〇	一一〇・〇
	南相馬市小高区塚原字 浜田一四〇番三地先か ら	変更後	B 六・五〇 九四・五	三、二五四・〇
	同 市原町区小浜字 野馬沢一二四番地先ま で			

(道路計画課)

福島県告示第八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年六月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道小浜 字町線	南相馬市原町区小浜字 西内四四番地先から 丸山一二九番地先まで	変更前 A 六・五〇 二〇・四	A 六・五〇 二〇・四	四三九・一
	南相馬市原町区小浜字 西内四四番地先から 丸山一二九番地先まで	変更後 A 六・五〇 二〇・四	A 六・五〇 二〇・四	四三九・一
同	南相馬市原町区小浜字 西内四四番地先から 丸山一二九番地先まで	変更前 B 一六・八〇 五一・〇	B 一六・八〇 五一・〇	一五三・六
	南相馬市原町区小浜字 西内四四番地先から 丸山一二九番地先まで	変更後 B 一六・八〇 五一・〇	B 一六・八〇 五一・〇	一五三・六
同	南相馬市原町区小浜字 丸山二四六番地先から 丸山二四六番地先まで	変更前 C 一六・〇〇 三八・八	C 一六・〇〇 三八・八	一八五・四
	南相馬市原町区小浜字 丸山二四六番地先から 丸山二四六番地先まで	変更後 C 一六・〇〇 三八・八	C 一六・〇〇 三八・八	一八五・四

(道路計画課)

福島県告示第九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年六月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道北泉 小高線	南相馬市原町区小浜字 野馬沢一二四番地先から	変更前 A 六・五〇 三五・五	A 六・五〇 三五・五	二、四四五・四
	南相馬市原町区小浜字 野馬沢一二四番地先から	変更後 A 六・五〇 三五・五	A 六・五〇 三五・五	二、四四五・四

同 市原町区小沢字
下戸屋迫七番一地先ま

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
同	南相馬市原町区小浜字 野馬沢一二四番地先から 下戸屋迫七番一地先まで	変更前 A 六・五〇 三五・五	A 六・五〇 三五・五	二、四四五・四
	南相馬市原町区小浜字 野馬沢一二四番地先から 下戸屋迫七番一地先まで	変更後 A 六・五〇 三五・五	A 六・五〇 三五・五	二、四四五・四
同	南相馬市原町区小浜字 野馬沢一二四番地先から 下戸屋迫七番一地先まで	変更前 B 六・五〇 九四・五	B 六・五〇 九四・五	二、四〇〇・〇
	南相馬市原町区小浜字 野馬沢一二四番地先から 下戸屋迫七番一地先まで	変更後 B 六・五〇 九四・五	B 六・五〇 九四・五	二、四〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和元年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年六月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道勿来 浅川線	東白川郡鮫川村大字赤 坂西野字上一二二番一 地先から 同 郡同 村大字赤 坂西野字上五八番地先 まで	変更前 A 一三・六〇 三七・二	A 一三・六〇 三七・二	八二・七
	東白川郡鮫川村大字赤 坂西野字上一二二番一 地先から 同 郡同 村大字赤 坂西野字上五八番地先 まで	変更後 A 一三・六〇 三七・二	A 一三・六〇 三七・二	八二・七

坂西野字上二二番一 地先から	五六・一
同 郡同 村大字赤 坂西野字上五八番地先 まで	

(道路計画課)

公 告

公告第四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和元年六月十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

中島村土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 加藤 幸一

同 大木 忠一

同 大澤 洋次郎

同 緑川 道春

同 吉田 健司

同 吉田 春夫

同 折笠 千治

同 佐藤 勝己

同 向井 茂雄

同 小室 晋

同 小林 光春

同 小針 勝郎

同 塩田 善宏

同 矢吹 健一

同 長倉 一丸

同 水野谷 政男

同 近藤 義三

同 就任した役員

役別 氏名

住所

西白河郡中島村大字川原田字下町九三番地

同 村大字滑津字中島西一番地二

同 村大字川原田字中屋敷八番地

同 村大字川原田字下町七〇番地

同 村大字二子塚字西内六〇番地一

同 村大字二子塚字弘法塚山二六番地

同 村大字滑津字大池向六番地

同 村大字滑津字羽黒前八六番地口号

同 村大字滑津字岡ノ内一三四番地

同 村大字滑津字代畑二五番地

同 村大字滑津字小針五番地

同 村大字松崎字袴館四番地口号

同 村大字吉岡字迎久保八番地

同 村大字吉岡字町畑一八七番地

同 村大字二子塚字西内三四番地

同 村大字滑津字八幡前一二番地

同 村大字川原田字嘉門屋敷四一番地

同 理事	加藤 幸一	西白河郡中島村大字川原田字下町九三番地
同 同	塩田 哲弥	同 郡同 村大字吉岡字迎久保二七番地
同 同	鈴木 一男	同 郡同 村大字川原田字上町一四番地
同 同	近藤 新一	同 郡同 村大字川原田字大沢二二番地一
同 同	天倉 光喜	同 郡同 村大字吉岡字町畑一八五番地
同 同	長倉 一明	同 郡同 村大字二子塚字西内一番地
同 同	丹内 光雄	同 郡同 村大字二子塚字後山三四番地
同 同	本宮 栄	同 郡同 村大字滑津字中島西四番地四
同 同	椎名 正光	同 郡同 村大字滑津字新田四六番地
同 同	高村 治男	同 郡同 村大字滑津字御蔵場一五番地
同 同	向井 泰男	同 郡同 村大字滑津字岡ノ内四八番地
同 同	小林 勝典	同 郡同 村大字滑津字小針四二番地
同 同	小針 竹広	同 郡同 村大字滑津字御城九番地
同 同	小針 友義	同 郡同 村大字松崎字松美八七番地
同 同	吉田 一実	同 郡同 村大字滑津字元村八四番地二
同 同	吉田 定雄	同 郡同 村大字二子塚字西内五二番地
同 同	木村 秋夫	同 郡同 村大字川原田字下町九一番地

(農村計画課)

公告第四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三条の三第三項の規定により、滝池地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業(ため池等整備事業(ため池整備工事)))の工事は平成三十一年三月十四日完了したので公告する。

令和元年六月十八日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

公告第50号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年6月18日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
よう撃捜査支援装置 60式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和元年5月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 福岡県福岡市博多区美野島四丁目1番62号
- 5 落札金額
52,470,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年4月5日

（入札用度課）

福島県監査委員

福島県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月18日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
大 出 隆 秀	福島県福島市野田町字中ノ町69番地
鈴 木 一 徳	福島県郡山市咲田一丁目1番23号
田 中 亮	福島県郡山市堤下町3番14号 レーベン郡山705号
村 上 芳 文	東京都文京区千駄木三丁目13番8号 久米マンション202

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
 令和元年6月18日から令和2年3月31日まで

(監査総務課)

監査公表第4号

平成31年3月26日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和元年6月18日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎
 元教財第223号
 令和元年5月23日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成31年3月14日付け30福監第303号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおりに措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 保原高等学校
 監査対象年度 平成29年度、平成30年度
 監査実施年月日 平成31年3月13日

指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」 社会保険料の届出・納付手続に著しく適正を欠いているものがある。 「事実」 1 常勤講師Aの給与改定に伴う期末勤労手当（平成29年6月分）の差額分については、平成29年12月26日に	今般の事案は、担当者の事務処理について、学校内での確認が不十分であったこと、誤った事務処理の原因究明を後回しにしたことが原因です。 1 被保険者賞与支払届は、平成31年1月29日に年金事務所に提出しまし

支給しているが、所管年金事務所へ被保険者賞与支払届を提出すべきところ失念したため、社会保険料の個人負担分として140円を歳入歳出外現金に受け入れたままとなっている。

2 常勤講師Bに係る平成30年1月分と給与改定に伴う差額分の社会保険料については、同年2月28日に支出しているが、介護保険料の事業主負担分として264円を教職員費の共済費から支出すべきところ、歳入歳出外現金から払い出している。

3 上記1及び2の誤りに気付かず、同年2月分の社会保険料を支払いしたことにより、歳入歳出外現金の残高が124円赤字となったことについて、原因の確認を怠ったまま、同年4月27日に教職員費の共済費から補填処理したため、長期に渡り誤払状態となっている。

4 常勤講師Bに係る同年3月分の社会保険料を同年4月27日に支払っているが、個人負担分の47,456円を歳入歳出外現金から払い出すべきところ、教職員費の共済費から支出している。

「是正、留意・改善の意見」

社会保険料の事務手続及び支払事務に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

た。

当該届出に基づき、同年2月21日に社会保険料の差額分の請求があり、歳入歳出外現金140円と教職員費の共済費142円の合計282円を同年2月28日に支出しました。

2 歳入歳出外現金から誤って払い出した264円については、平成30年4月27日に教職員費の共済費から124円、平成31年2月28日に同費目から140円を補填処理しました。

3 教職員費の共済費から支出した47,456円については、平成30年5月31日に調整、処理を行いました。

今後は、当該事案を踏まえた再発防止策として、社会保険料の該当者リストと支払額との照合を複数職員で行うことを徹底いたします。

(監査総務課)